

国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 質問検査章の書式について、同時文書化対象特許権譲受等取引及び同時文書化免除特許権譲受等取引に係る独立企業間価格に関する質問検査等の創設に伴う所要の整備を行うこととする。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)